

現 行	改 正 後
<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－3－1－2 勧誘・説明態勢 （１）～（３） （略） （<u>５</u>）投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、<u>顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下の点に留意して監督するものとする。</u>	<u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u> IV－3 業務の適切性（第一種金融商品取引業） IV－3－1 有価証券関連業に係る業務の適切性 IV－3－1－2 勧誘・説明態勢 （１）～（３） （略） （<u>４</u>）投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、<u>顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。</u> <u>また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、証券会社等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。</u> <u>以上の観点等を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。</u> ① <u>投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。②及び③において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。</u>

現 行	改 正 後
① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客（<u>特定投資家を除く。②において同じ。</u>）に分かり易く説明しているか。 ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。 （4）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項	<u>イ. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）</u> <u>ロ. 販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年当たりの負担率が逡減していくこと（保有期間別（1年、3年、5年）の1年当たりの負担率の状況を例示する等）。</u> <u>ハ. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）</u> ② 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。 ③ 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。 （5）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 <u>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当</u>

現 行	改 正 後
証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ① 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等） ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等） ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、<u>取得</u>手数料等） ④ 償還乗換優遇制度に関する事項 ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの （６）～（１０） （略）	<u>該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</u> <u>こうした点を念頭に、</u>証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ① 投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の形態及び状況（名称、性格等） ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等） ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、<u>販売</u>手数料等） <u>（注）解約手数料、販売手数料等については、各料率並びに解約代金及び購入代金に応じた各手数料の金額（乗換え勧誘時点で確定できない場合は概算額）についても説明する必要があることに留意する。</u> ④ 償還乗換優遇制度に関する事項 ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの （６）～（１０） （略）

現 行	改 正 後
<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u> （略） V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V－2－1－1 勧誘・説明態勢 （1） （略） （3）投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下の点に留意して監督するものとする。	<u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u> （略） V－2 業務の適切性（第二種金融商品取引業） V－2－1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性 V－2－1－1 勧誘・説明態勢 （1） （略） （2）投資信託の勧誘に係る留意事項 投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客のライフステージ、財産の状況、投資目的等を踏まえたニーズを把握し、これに見合った商品を提供するとともに、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要である。 また、顧客の安定的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築し、投資信託の預り資産を拡大していくことは、顧客の資産形成はもとより、証券会社等にとっても、市況に左右されづらい安定的な収益構造への転換につながるものと考えられる。 以上の観点等を踏まえ、投資信託の勧誘に関し、以下の点に留意して監督するものとする。 ① 投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客（特定投資家を除く。②及び③において同じ。）が負担する費用について、次に掲げる事項を分かりやすく説明しているか。

現 行	改 正 後
① 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客（<u>特定投資家を除く。②において同じ。</u>）に分かり易く説明しているか。 ② 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。 ③ 高齢顧客への勧誘による販売に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（３）に準ずる。 ④ N I S A を利用する取引の勧誘に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（８）①に準ずる。 （２）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項	<u>イ. 勧誘を行う投資信託の販売手数料の料率及び購入代金に応じた販売手数料の金額（勧誘時点で確定できない場合は概算額）</u> <u>ロ. 販売手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど１年当たりの負担率が逡減していくこと（保有期間別（１年、３年、５年）の１年当たりの負担率の状況を例示する等）。</u> <u>ハ. 勧誘する投資信託の購入後、顧客が負担することになる費用（信託報酬（ファンド・オブ・ファンズ方式での運用を行う投資信託については投資対象とするファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率）、信託財産留保額等）</u> ② 投資信託の分配金に関して、分配金の一部又は全てが元本の一部払戻しに相当する場合があることを、顧客に分かり易く説明しているか。 ③ 通貨選択型ファンドについては、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを伴うことから、通貨選択型ファンドへの投資経験が無い顧客との契約締結時において、顧客から、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書を受け入れ、これを保存するなどの措置をとっているか。 ④ 高齢顧客への勧誘による販売に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（３）に準ずる。 ⑤ N I S A を利用する取引の勧誘に係る留意事項については、Ⅳ－３－１－２（８）①に準ずる。 （３）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項 <u>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、</u>

現 行	改 正 後
みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ① 投資信託等の形態及び状況（名称、性格等） ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等） ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、<u>取得</u>手数料等） ④ 償還乗換優遇制度に関する事項 ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの （４）～（６） （略）	<u>効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</u> <u>こうした点を念頭に、</u>みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、金商業等府令第 123 条第 1 項第 9 号の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。 ① 投資信託等の形態及び状況（名称、性格等） ② 解約する投資信託等の状況（概算損益等） ③ 乗換えに係る費用（解約手数料、<u>販売</u>手数料等） <u>（注）解約手数料、販売手数料等については、各料率並びに解約代金及び購入代金に応じた各手数料の金額（乗換え勧誘時点で確定できない場合は概算額）についても説明する必要があることに留意する。</u> ④ 償還乗換優遇制度に関する事項 ⑤ その他投資信託等の性格、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼすもの （４）～（６） （略）

現 行	改 正 後
<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u> VI－2 業務の適切性（投資運用業） VI－2－3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略） VI－2－3－1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。 ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。 ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。	<u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u> VI－2 業務の適切性（投資運用業） VI－2－3 投資信託委託業等に係る業務の適切性 （略） VI－2－3－1 業務執行態勢 （１）運用財産の運用・管理 <u>家計におけるライフサイクルに応じた中長期の資産形成を後押しするとともに、家計の金融資産等が資本市場を通じて成長企業へ供給されるためには、これらを繋ぐ投資信託等が重要な役割を担うものと考えられる。よって、投資信託委託会社等は、顧客のニーズを踏まえて安定的な資産形成に資する商品の開発・提供を積極的に行っていくことが期待される。</u> <u>このような点も踏まえつつ、投資信託委託会社等が運用財産の運用及びその管理を適切に行っているかどうかについて、以下のような点に留意して検証することとする。なお、以下の点については、その行う業務の内容、規模等を踏まえた上で総合的に判断する必要があり、評価項目の一部を充足していないことのみをもって、直ちに不適切とするものではない。</u> ① 運用方針を決定する社内組織に関する事項（具体的な意思決定プロセスを含む。）が、適切に規定されているか。 ② 運用部門における運用財産の運用方法が、具体的に定められているか。 <u>また、投資信託の運用体制の状況に関し、受益者等に対し、それぞれの投資信託の特性に応じて、例えば以下のような点について分かりやすい明示に努めているか。さらに、ファンド・オブ・ファンズ方式での運用</u>

現 行	改 正 後
③～⑥ （略） （２）・（３） （略）	<u>を行う投資信託については、受益者等に対し投資先ファンドの概要（主な投資対象等）や投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な負担率について分かりやすい明示に努めるとともに、販売する金融商品取引業者等に対して運用管理費用を説明するための情報を提供しているか。</u> <u>イ. 運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等）</u> <u>ロ. 運用基本方針を踏まえた具体的な運用に当たっての投資判断の決定プロセス</u> ③～⑥ （略） （２）・（３） （略）